

追加議員案第1号

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及びさくら市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年3月18日提出

提出者 さくら市議会議員 石岡 祐二

賛成者 さくら市議会議員 大河原 千晶

賛成者 さくら市議会議員 高瀬 一徳

賛成者 さくら市議会議員 加藤 朋子

賛成者 さくら市議会議員 鈴木 恒充

賛成者 さくら市議会議員 小堀 勇人

非核三原則の堅持を求める意見書

日本は、世界で唯一の戦争被爆国として、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」を内容とする非核三原則を国是として堅持してきた。この原則は、1967年に佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年の衆議院決議により確立されたものであり、2022年に閣議決定した国家安全保障戦略においても「非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない」と明記されている。

しかしながら、近年の国際情勢は核をめぐる緊張が高まっており、国内においても非核三原則のあり方について様々な議論が行われている。こうした状況の中で、被爆者・市民団体や広島県・長崎県の知事は「三原則は絶対に守るべき」と訴えており、核廃絶を求める声は依然として強い。被爆者が年々減少していく中、その悲惨な体験と平和への願いを次世代へ継承し、核兵器のない世界の実現に向けた取り組みを続けることが、唯一の戦争被爆国としての責務である。

さくら市は、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願い「非核平和都市宣言」を行っている。また、市内では核兵器のない平和な世界を希求する市民活動が長年にわたり息づいており、その思いは市民に広く共有されている。こうした地域の歴史と市民の願いを背景に、さくら市議会は非核三原則の重要性を改めて確認し、その堅持を強く求めるものである。

よって、さくら市議会は、日本政府及び国会に対し、唯一の戦争被爆国としての原点に立ち返り、非核三原則を引き続き堅持するとともに、核廃絶に向けた積極的な外交を推進するよう強く要請する。

以上の理由から、さくら市議会は政府及び国会に対し、以下の事項を強く要請する。

- 1 非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」を国是として引き続き堅持すること。
- 2 非核三原則の空洞化につながることをないよう、その趣旨を尊重した政策運営を行うこと。
- 3 核兵器禁止条約への署名・批准を検討し、核廃絶に向けた国際的な取り組みを積極的に主導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

栃木県さくら市議会議員 岡村 浩雅

内閣総理大臣

高市 早苗 殿

外務大臣

茂木 敏充 殿

【提案理由】

わが国は、世界で唯一の戦争被爆国として、戦後一貫して「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする「非核三原則」を国是として歩んでまいりました。この原則は、国民の平和への願いの象徴であり、国際社会に対するわが国の平和主義の証でもあります。

よって、政府に対して、非核三原則の堅持を求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。